

京都市日野野外活動施設条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年1月5日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第12号

京都市日野野外活動施設条例施行規則の一部を改正する規則

第1条中「第4条」を「第5条」に、「教育長」を「条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改める。

第2条を次のように改める。

（受付期間）

第2条 前条の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間、これを受け付けるものとする。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 本市の区域内に住所を有する者、当該区域内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者、当該区域内に存する学校に在学する者又は当該区域内に事務所若しくは事業所を置く団体が申請する場合 使用しようとする日（その日が2日以上にわたるときは、その初日。以下「使用日」という。）の3箇月前から使用日の7日前まで

(2) 前号に掲げるもの以外のものが申請する場合 使用日の1箇月前から使用日の7日前まで

第3条中「教育長」を「指定管理者」に改める。

第4条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に、「教育長」を「指定管理者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（委任）

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

別記様式注以外の部分中「京都市教育委員会教育長」を「指定管理者」に、「京都市日野野外活動施設条例第4条」を「京都市日野野外活動施設条例施行規則第1条」に、

「

<input type="checkbox"/> 野球	<input type="checkbox"/> サッカー	<input type="checkbox"/> バレーボール	<input type="checkbox"/> ゲートボール
<input type="checkbox"/> テニス	<input type="checkbox"/> キャンプ	<input type="checkbox"/> 野外炊飯	<input type="checkbox"/> その他（ ）

」を

「

<input type="checkbox"/> ソフトボール	<input type="checkbox"/> 野球	<input type="checkbox"/> フットサル	<input type="checkbox"/> グランドゴルフ
<input type="checkbox"/> テニス	<input type="checkbox"/> 野外炊飯	<input type="checkbox"/> その他（ ）	

」に

改め、同様式注2中「、「盲学校等」を「盲学校等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の京都市日野野外活動施設条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による許可の申請を行ったものであって、この規則の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、この規則による改正後の京都市日野野外活動施設条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による許可の申請を行ったものとみなす。
- 3 この規則の施行の日前に改正前の規則の規定による許可を受けたものは、改正後の規則の規定による許可を受けたものとみなす。

(教育委員会事務局指導部生徒指導課)